

ドイツ配当源泉税の EU 法抵触問題（欧州司法裁判所への付託）

September 2025

In brief

2022 年に PwC ドイツの Newsflash でも取り上げたドイツ配当源泉税に関する裁判について、2025 年 6 月に裁判の内容について連邦財政裁判所から欧州司法裁判所へ付託する判断を下しました。

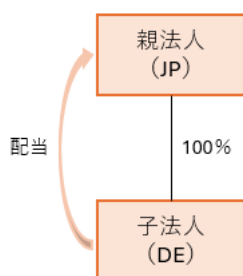
本 Newsflash では、その内容についての概要をご紹介します。

In detail

1. 事実関係およびデュッセルドルフ税務裁判所判決の概要

日本に所在する法人（以下、「親法人」）は、2009 年から 2011 年にかけてドイツに所在する GmbH である 100% 子会社から配当を受領しました。配当に対しては日独租税条約に基づき、15% の源泉徴収税が課されましたが、日本における国内法の改正により、2009 年 4 月 1 日以後開始事業年度以降、親法人は当該源泉徴収税が外国税額控除の対象外となりました。親法人は、この取り扱いが EU 機能条約の「資本の移動の自由」に違反するとして提訴しました。

2022 年のデュッセルドルフ税務裁判所の判決では、本件では「資本の移動の自由」に対する抵触は認定できないと判断しました。ただし、上級裁判所である連邦財政裁判所においては、これまで第三国へ支払われた配当の取扱いについて明確な判断が示されていないことから、上告は認めるとしました。



詳細な事実関係およびデュッセルドルフ税務裁判所判決の内容については、以下の Newsflash をご参照ください。

[JBN Newsflash dividend withholding tax](#)

2. 欧州司法裁判所への付託

親法人は、2022年のデュッセルドルフ税務裁判所の判決を受けて、連邦財政裁判所へ上告しました。連邦財政裁判所は、本件における15%の源泉徴収税がEU法に準拠しているか疑義があるため、最終的な判断を下すことはできないとして、主に以下の4点を欧州司法裁判所へ付託する決定を、2025年6月に下しました。

- i. 資本移動の自由の原則が、設立の自由の原則によって排除されるか：連邦財政裁判所は、本件が資本移動の自由の原則による保護範囲であることに疑義はないものの、設立の自由の原則による保護範囲である可能性も排除できないと考えられるため、この点について判断を求める
- ii. 資本移動の自由の原則が審査基準として適用される場合、本件において資本移動の自由の原則の制限が認められるか：本件において親法人が還付を主張している課税は、2009年4月1日以降に日本国内法で新たに導入された外国子会社益金不算入制度によって引き起こされているが、このような場合に資本移動の自由の原則が制限されたと認められるのか、判断を求める
- iii. 源泉徴収税の最終的な課税が、課税権の分配等の理由により正当化されるか：欧州司法裁判所は、資本移動の自由の原則の制限は、必要不可欠な公共の利益の理由により正当化される可能性があるとの判断を示した判決もあり(一方で、その正当性を却下した判決もあり)、本件のような事例において、この正当化事由が適用されるかどうか、およびその適用条件について明確化することを求める
- iv. 資本移動の自由の原則の正当な制限が存在する場合、還付手続きの要件はどのようになるか：親法人による追加資料または日本税務当局との情報交換を通じた追加情報をドイツ税務当局に提供し、ドイツ税務当局がその情報を検証することを源泉徴収税の還付の条件とすることが許容されるか否か、について判断を求める

3. 在独日系企業への影響

過去の実績を踏まえると、欧州司法裁判所での判断には約18か月程度の時間を要することが想定され、その判断に基づき改めて連邦財政裁判所で検討をおこない、判決が下されることとなります。従って、本件の最終的な判決が下されるには、2年程度の時間を要する可能性があります。

仮に本件が原告側の勝訴となった場合、ドイツ法人から租税条約締結国に所在する親法人に対する配当に源泉税が課されている場合に、当該源泉税の還付が申請できる可能性が生じます。これは、例えばドイツ子法人からUK親法人に対する配当が該当するものと考えられます。

一方で、還付の申請にあたっては、時効を考慮する必要があります。ドイツにおける時効は4年となっており、例えば、2021年に支払われた源泉税の還付は、2025年12月31日までに申請する必要があります。従って、金額の多寡も踏まえたうえで、還付申請の検討することが推奨されます。

4. 参考

- [英文 Newsflash](#)
[Tax & Legal Newsflash](#)

Let's talk



Prof. Dr. Uwe Hohage
Partner, Japan Business
Network (JBN) & Markets
Leader EMEA

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
uwe.hohage@pwc.com
+49 (0)160 90139585



Thomas Riedl
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0) 1511 7407710
thomas.riedl@pwc.com



Volker Wetzstein
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)151 161 48501
volker.wetzsteini@pwc.com



Takayuki Fujii
藤井 隆行
Manager, Corporate Tax,
Japan Business Network
日本国税理士

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)171 495 5987
takayuki.b.fujii@pwc.com

Japan Business Network (JBN) について

PwC ドイツの Japan Business Network (JBN) は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VAT など専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本語を話せるプロフェッショナルと、現地のプロフェッショナルが二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBN の Website はこちらから: [Japan Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務&法務アップデートはこちらから: [Japan Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2025 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.